

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2026年6月26日
【発行者の名称】	株式会社エフアンドエフ (F & F Inc.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 藤川 欣洋
【本店の所在の場所】	栃木県佐野市植上町1479番地の4号
【電話番号】	0283-21-1260(代表)
【事務連絡者氏名】	管理本部 部長 大谷 章喜
【担当J-Adviserの名称】	株式会社ジャパンインベストメントアドバイザー
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役 白岩 直人
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都千代田区霞が関三丁目二番一号 霞が関コモンゲート西館21階
【担当J-Adviserの財務状況が公表される ウェブサイトのアドレス】	http://www.jia-ltd.com
【電話番号】	03-6804-6805(代表)
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記の通りです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社エフアンドエフ https://www.e-ff.jp 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報が有り、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第35期	第36期	第37期
決算年月	2024年3月	2025年3月	2026年3月
売上高	(千円) 5,535,220	5,606,201	6,283,754
経常利益	(千円) 224,545	360,070	374,971
親会社株主に帰属する当期純利益	(千円) 122,985	208,098	243,343
包括利益	(千円) 122,170	208,489	244,279
純資産額	(千円) 401,975	610,465	815,046
総資産額	(千円) 3,186,065	3,472,378	3,295,960
1株当たり純資産額	(円) 1,339.03	2,033.53	2,715.01
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	(円) — (—)	130.00 (—)	130.00 (—)
1株当たり当期純利益	(円) 312.35	693.20	810.60
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	(円) —	—	—
自己資本比率	(%) 12.6	17.6	24.7
自己資本利益率	(%) 18.3	41.1	34.1
株価収益率	(倍) —	—	7.7
配当性向	(%) —	18.8	16.0
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円) 232,932	477,362	235,250
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円) △204,392	△246,390	△41,273
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円) △230,587	△158,937	△356,724
現金及び現金同等物の期末残高	(千円) 593,720	665,754	522,208
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人) 186 (35.5)	190 (37.0)	194 (48.0)

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
2. 従業員数は就業人員であり、従業員欄の(外書)は臨時従業員の年間の平均雇用人員(1日8時間換算)であります。
3. 株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第3項の規定に基づき、第35期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)の連結財務諸表について監査法人FRIQの監査を受けております。
4. 株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、第36期(2024年4月1日から2025年3月31日まで)及び第37期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)の連結財務諸表について、監査法人FRIQの監査を受けております。
5. 当社は2025年2月25日開催の臨時取締役会決議により、2025年3月14日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。第35期の期首に株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産及び1株当たり当

期純利益が算定されております。

2【沿革】

当社代表取締役の藤川欣洋が、医薬分業の流れに着目し、調剤薬局事業を行う事を目的として1990年1月に当社を設立いたしました。設立以降の経緯は、次の通りです。

年 月	事項
1990年 1月	調剤薬局の経営を事業目的として株式会社エフアンドエフ設立
1990年 8月	栃木県下都賀郡岩舟町(現 栃木市岩舟町)に「コスモス調剤薬局」を開局(2008年4月に閉局)
2003年 4月	埼玉県加須市に「あすなろ薬局」を開局
2005年 7月	栃木県佐野市に当社初の医療モール型薬局「オリーブ薬局」を開局(現 花・花薬局浅沼店)を開局
2005年11月	茨城県結城市に医療モール型薬局「あじさい薬局」を開局 (注)2. 3
2007年 3月	栃木県宇都宮市の総合病院済生会病院に隣接する「わかば薬局」を医療モール型薬局として開局
2010年11月	群馬県館林市に「ハーモニー薬局」を開局
2019年 7月	株式会社さんわファーマシーの株式100. 0%を事業譲渡により取得
2019年11月	健康チェックシステムプロジェクト開始
2021年12月	プライバシーマーク制度に基づくプライバシーマーク取得
2022年 4月	栃木県足利市に「健康チェックルーム」を併設した「花・花薬局朝倉店」を開局
2023年 4月	栃木県、埼玉県、群馬県の6薬局店舗において「健康チェックルーム」を新設
2023年 7月	栃木県佐野市と「健康・長寿づくりに関する連携協定」を締結
2024年12月	全薬局店舗にてCraif株式会社の提供する尿がん検査「マイシグナル®」の取扱い開始
2024年12月	株式会社プラザメディカルの株式100. 0%を株式譲渡により取得
2025年 3月	栃木県足利市と「健康づくり推進等に関する連携協定」を締結
2025年 4月	栃木県足利市にて「健康チェックシステム尊氏」モニター事業を開始
2025年 5月	東京証券取引所 TOKYO PRO Market に上場
2025年 10月	第75回栃木県発明展覧会にて、健康チェックシステム“尊氏”、出張型健康チェックシステム“茉凜先生”がそれぞれ「特許庁長官奨励賞」、「栃木県発明協会会長賞」を受賞
2025年 12月	栃木県佐野市にて「運動習慣応援プロジェクト実証事業」を開始

(注) 1. 沿革に記載している調剤薬局の開局については、当社グループにおける各県での初の進出薬局、医療機関モール型薬局及び「健康チェックルーム」を併設した薬局を記載しております。

2. 医療モール型薬局とは、医療モールの複数の診療科に対応した薬局のことです。

3. 「あじさい薬局」は医療モール内一部クリニック閉院の為、現在では非医療モール型薬局となっております。

3【事業の内容】

当社グループは、当社、連結子会社である株式会社さんわファーマシー、株式会社ブラザメディカル及び株式会社花
花ヘルスケアコーポレーション、持分法非適用会社1社(プログレス株式会社)により構成されており、主に医療機関の
発行する処方箋に基づき、医薬品の調剤を行う調剤薬局の運営を事業としております。したがって、報告セグメントは
「調剤薬局事業」の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

当社グループは、薬局を地域住民にとって最も身近な健康相談拠点と位置づけ、「薬局は医療の入口です」というス
ローガンの下、来局者の服薬状況や生活背景を踏まえた継続的な健康支援を行っております。薬局の日常的な来局接点
を活かし、健康状態の「気づき」を提供することで、早期の受診行動や生活習慣の改善につなげることが、地域の健康
へのサポートとなり、調剤薬局の会社ならではの社会的価値を創出するものと考えております。当社グループは、従来
の調剤薬局の枠組みを超えて、こうした健康相談機能の強化に向けた新たな事業展開を進めております。

新たな事業の中核となる取り組みとして、当社グループは独自に「健康チェックシステム」を開発し、2022年10月に
特許を取得しております。当該システムは、複数の仕様の異なる健康測定機器から取得した測定データを一元的に収
集・管理し、当社独自の評価ロジックに基づき分析することで、利用者一人ひとりの健康状態やリスク傾向を可視化す
るものです。

当社グループは、この健康チェックシステムを活用した「健康チェックルーム」を併設する薬局の展開を進めており
ます。薬局という日常的に立ち寄りやすい場において健康状態を確認できる環境を整備することで、医療機関への受診
に至る前段階での健康意識の向上や、必要に応じた適切な受診勧奨につなげることを目指しております。

また、薬局店舗内での取り組みに加え、企業・団体向けの法人向け出張型健康チェックにも注力しております。本取
組みは、当社グループが保有する健康チェックシステムおよび健康測定機器を活用し、事業所や指定会場において、
個人単位および事業所単位での健康状態の確認、健康評価、生活習慣改善支援および必要に応じた受診勧奨を行うもの
です。

当社グループは、企業における健康経営推進および人的資本経営への関心の高まりを背景として、法人向け出張型健
康チェックを健康チェック事業の重要な成長領域の一つとして位置づけております。企業からの引き合いは継続的に拡
大しており、既に複数の企業・団体において導入・実施が進んでおります。成約件数についても増加傾向にあり、本サ
ービスを法人向け予防健康ソリューションの中核事業として、営業基盤および提供体制の拡充を進めております。

さらに、当社グループは、出張型健康チェックに係る独自技術について、2025年10月に特許を取得しており、健康チ
ェック事業における知的財産基盤の強化を進めております。これにより、薬局店舗内サービスに加え、法人・自治体向
けサービスを含む多面的な健康支援モデルの構築を推進しております。

健康チェック事業は調剤薬局事業との親和性が高く、服薬指導や在宅医療の場面において得られる情報と組み合わせ
ることで、よりきめ細かな健康支援が可能となります。当社グループでは、こうした連携を通じて、地域住民の健康課
題に包括的に対応できる体制の構築を進めております。

自治体との連携についても積極的に推進しており、2024年7月には栃木県佐野市と「健康・長寿づくりに関する連携
協定」を締結し、2025年3月には栃木県足利市と「健康づくり推進等に関する連携協定」を締結いたしました。

これらの連携のもと、健康チェックシステムを活用した実証事業を栃木県佐野市および足利市において展開してお
り、地域住民の健康状態の把握、疾病予防、受診勧奨等を含む地域健康支援モデルの構築を進めております。当社グル
ープは、これらの先事例をモデルケースとして位置づけ、実証事業により蓄積される運用ノウハウ、測定データおよ
び地域連携の知見を活用し、今後は近隣自治体への横展開を積極的に推進してまいります。自治体ネットワークの拡充
および広域的な健康支援体制の構築を図るとともに、自治体連携領域を健康チェック事業における重要な成長領域の一
つとして位置づけ、地域包括ケア、予防・未病領域における新たな事業機会の創出を進めております。

健康チェック事業をより進化させるため、健康チェックシステムと簡易的ながん検査キットとの併用に注力してまい
ります。すなわち、健康チェックを行いながら健康寿命を延ばし、がんの検知も行うものです。

薬局店舗において、簡易的ながん検査が可能な検査キットを取り扱うことで、健康チェック事業のさらなる拡充を図
っております。

また、当社グループでは、今後の健康チェックシステムの価値を高めるべく、健康チェック事業で蓄積されるデータ
を活用した新たな事業領域として、AIを活用したうつ傾向・プレアルツハイマー状態の検知システム「銘仙
(MEISEN)」の開発プロジェクトを推進しております。現在、システム開発に必要な教師データの収集に向け、倫
理審査委員会への申請手続きを行っております。「銘仙 (MEISEN)」は、健康チェック事業との連携も視野に入れなが
ら、単体機種の開発にとどまらず、既存開発システム“尊氏”に搭載することで、うつ・アルツハイマーの予防・未病
領域の検知において新たな健康チェック事業の構築を目指しております。

薬局・企業・自治体を連携させた独自の健康支援プラットフォームの構築を通じ、健康チェック事業の持続的な成長と社会的価値の創出を推進してまいります。

※健康チェックシステムに関連した登録・査定済みの特許は下記の通りです。

特許番号	発明名称	関連プロダクト	発明概要
特許第7166663号	健康管理システム	健康チェックシステム “尊氏”（たかうじ）	複数の健康測定機器の測定結果を 総合的に分析・評価するシステム ※第75回栃木県発明展覧会にて、 「特許庁長官奨励賞」受賞
特許第7626487号	認知症及び／又はうつ病推定 AIシステム並びに教師データ 作成方法	ストレス度&物忘れレベル 検知システム “銘仙”（めいせん）	顔写真の分析により、物忘れや うつ気分の兆候を検知する システム
特許第7760191号	団体健康管理システム	法人向け出張型健康 チェックシステム “茱凜先生”	出張型の健康チェックを実施し、団体の 健康度を評価するシステム ※第75回栃木県発明展覧会にて、 「栃木県発明協会会長賞」受賞
特許第7846918号	在宅健康チェックシステム	在宅版 健康チェックシステム “藤”	在宅医療における健康チェックを通じた 薬剤師の処方提案システム

※健康チェックシステムに関連した出願済みの特許は下記の通りです。

出願番号	発明名称	関連プロダクト	発明概要
PCT/JP2024/010406	スポーツ系団体 健康管理システム	ボディメイク& 健康チェックシステム “茱凜”	スポーツジム・フィットネスクラブに 特化した健康チェックシステム
特願2025-134023	医薬品提供支援システム	オンライン服薬指導／処方 薬物流ソリューション “どこでも服ちゃん”	どこでも服薬指導が受けられ、 オンライン服薬指導の事前質問の内容を 電子薬歴に転記するシステム
特願2025-144073	睡眠時無呼吸症候群推定 AIシステム並びに 教師データ作成方法	睡眠時無呼吸症候群 推定システム	正面、横顔の顔写真を撮影し、AIが 睡眠時無呼吸症候群を推定するシステム

（１）処方箋による調剤薬局事業

当社グループでは、医療機関の発行する処方箋に基づき、患者に調剤を行う調剤薬局を営んでおり、「花・花薬局」等の商号のもと、本社所在地の栃木県を中心とした関東地区に51店舗を展開しております。（2026年3月31日現在）

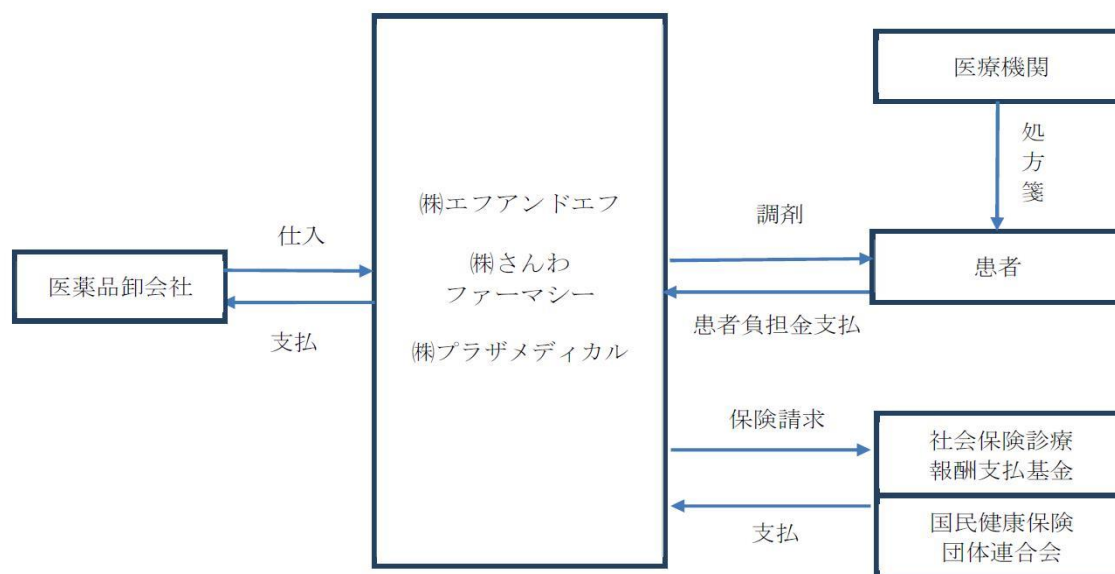


地域	栃木	群馬	茨城	埼玉	東京	合計
店舗数	28	4	4	12	3	51

当社グループの調剤薬局事業の特徴は、地域住民の健康全般を幅広くサポートする「かかりつけ薬局」の展開であります。具体的には、服薬情報の一元的・継続的管理、24時間対応・在宅対応、医療機関等との連携強化の機能を有した調剤薬局の店舗展開を行っております。

研修認定の取得等、国が定めた要件を満たした「かかりつけ薬剤師」の認証を推進し、調剤薬局への配置を進める他、管理栄養士による栄養食事指導、栄養相談会等を各調剤店舗で実施することにより、食事面での病気の治療補助等も行っております。事業の系統図は、次の通りであります。

[事業系統図]



(2) 訪問薬剤管理指導/居宅療養管理指導事業

高齢化社会の到来に向けて、店舗における調剤機能だけでなく、在宅で治療を継続している患者に対する調剤、服薬等の指導を行っております。

各調剤薬局では、処方医の指示に基づき、薬剤師が作成した薬学的管理指導計画書に従って、患者宅を訪問し、服薬指導、服薬支援、薬剤の服薬状況・保管状況及び残薬の有無の確認等を行い、訪問結果を処方医、ケアマネジャーに報告することまでの業務を行っております。

(3) 医療施設、医療モールの企画及び出店医療コンサルティング

開業を希望している医師に対するサポート、医療モールへの誘致を行っております。医師の開業と医療モールには、密接な関係があり、開業を希望する医師に対して、立地候補、物件紹介、市場調査、及び医療施設設計のアドバイス等を提供しております。その結果、複数の専門医が集積する医療モールの形成に寄与し、地域住民の利便性向上につながることであります。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の 内容	議決権の所有 割合 又は被所有割 合 (%)	関係内容
(連結子会社) ㈱さんわファーマシー	栃木県佐野市	3,000	調剤薬局事業	100.0	・当社から店舗従業員の派遣 ・役員の兼任1名
㈱プラザメディカル	栃木県佐野市	10,000	調剤薬局事業	100.0	・資金援助 ・役員の兼任1名
㈱花花ヘルスケア コーポレーション	栃木県佐野市	1,000	ヘルスケア事業	100.0	・資金援助 ・役員の兼任1名

当社は、上記以外に持分法非適用会社を1社有しておりますが、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金は、いずれも重要な影響を及ぼしていないため、記載を省略しております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2026年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
調剤薬局事業	194 (48.0)
合計	194 (48.0)

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数であります。
2. 従業員欄の(外書)は臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。
3. 臨時従業員には、パートタイマー、及び嘱託契約の従業員を含んでおります。
4. 当社グループは調剤薬局事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 発行者の状況

2026年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
184(35.0)	44.1	8.4	4,693

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数であります。
2. 従業員欄の(外書)は臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。
3. 臨時従業員には、パートタイマー、及び嘱託契約の従業員を含んでおります。
4. 平均年間給与には、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
5. 当社は調剤薬局事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

第37期連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

当連結会計年度における経済情勢は、所得・雇用環境の改善が続いた一方で物価上昇の影響から個人消費に弱さがみられたものの、堅調な企業収益が設備投資の支えとなり、景気は緩やかな回復傾向が続きました。一方で、米国の関税政策の影響は依然として予断を許さず、先行きは不透明性が高い状況が継続する見通しです。

調剤薬局業界においては、当社理念である「薬局は医療の入り口です」の下、調剤薬局グループとして患者さまに安心して、そしてより身近に薬局をご利用いただくため店舗での健康チェックを始めとしたサービス及び医療品の提供に取り組んでおります。

地域社会でのつながりを深め、患者様とクリニックの懸け橋として地域医療体制の安定と向上に貢献するため、新規出店及び在宅・施設調剤の拡大、電子処方箋システム投資やお薬手帳アプリの活用推進等のデジタル化による、患者様の利便性向上及び国が推進する医療DXサービスの実現、積極的な機械化による患者様への迅速かつ正確な医薬品の提供及び薬局薬剤師の生産性向上と労働環境改善などに取り組んでおります。

当連結会計年度における出店状況については、2店舗を新規開局(1店舗閉局)、グループ全体では、計51店舗となりました。当連結会計年度の当社グループの連結業績は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (千円)	当連結会計年度 (千円)	増減額 (千円)	増減率 (%)
売上高	5,606,201	6,283,754	677,552	12.1
営業利益	272,905	353,758	80,852	29.6
経常利益	360,070	374,971	14,901	4.1
親会社株主に帰属する当期純利益	208,098	243,343	35,245	16.9

なお、当社グループの事業セグメントは調剤薬局事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

第37期連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

当連結会計年度における現金及び現金同等物の期末残高は522百万円となり、前連結会計年度末に比べて143百万円減少しました。当連結会計年度末における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、235百万円の収入（前連結会計年度は477百万円の収入）となりました。これは主に税金等調整前当期純利益319百万円、減価償却費88百万円、法人税等の支払額182百万円をそれぞれ計上したことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、41百万円の支出（前連結会計年度は246百万円の支出）となりました。主に定期預金の預入による支出140百万円、新規出店による設備投資を主とした有形固定資産の取得による支出97百万円によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、356百万円の支出（前連結会計年度は158百万円の支出）となりました。主に短期借入金の減少額180百万円によるものです。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 仕入実績

第37期連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)における仕入実績を薬剤及び物販ごとに示すと、以下の通りであります。

区分	前連結会計年度 (千円)	当連結会計年度 (千円)	前年同期比 (%)
薬剤	3,244,022	3,491,589	107.6
物販	30,363	37,005	121.9
合 計	3,274,386	3,528,594	107.8

(2) 販売実績

1 区分別

第37期連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)における販売実績を薬剤、調剤技術収入等ごとに示すと、以下の通りであります。

区 分	前連結会計年度 (千円)	当連結会計年度 (千円)	前年同期比 (%)
薬剤収入	3,698,779	4,068,340	110.0
調剤技術料収入	1,860,196	2,168,107	116.6
物販収入	36,994	38,899	105.2
その他	10,232	8,406	82.2
合 計	5,606,201	6,283,754	112.1

2 地区別

第37期連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)における地域別の店舗数及び販売実績は、以下の通りであります。

地区別	店舗数 (2026年3月末)	前連結会計年度 (千円)	当連結会計年度 (千円)	前年同期比 (%)
栃木県	28	3,123,191	3,318,812	106.3
群馬県	4	500,672	505,898	101.0
茨城県	4	520,419	521,642	100.2
埼玉県	12	1,461,917	1,562,661	106.9
東京都	3	—	374,739	—
合 計	51	5,606,201	6,283,754	112.1

3【対処すべき課題】

当社が対処すべき課題として認識している事項は下記のとおりであります。文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において、当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

当社では、「人にやさしい薬局づくり」、「患者様第一の経営」、「健康づくり地域NO.1の経営」、「常にプラスワンの経営」を経営理念として推進することにより、地域に密着した「かかりつけ薬局」となることを目指し、事業展開を図ってまいりました。

医師の処方箋に基づき調剤を行う従来の受動型の調剤薬局ではなく、調剤薬局を地域医療ステーションと位置づけることにより、地域の医療機関、患者に対して能動的に関与していく方針であります。また、現在の調剤事業を事業の核としつつ、健康状態を確認し受診勧奨へつなげる「健康チェックシステム」の導入等、地域包括ケアシステムの一員として、新たな調剤薬局像を求めて事業展開を図っていく方針であります。

(2) 経営環境と当社の経営戦略

調剤薬局を取り巻く経営環境としては、急速な高齢化があります。日本における75歳以上の人口は、2024年に2,077万人でありましたが、国立社会保障・人口問題研究所「日本人の将来推計人口（2023年推計）」によれば、2055年には2,479万人まで増加するとの予測がなされており、高齢化社会に向けた調剤薬局の在り方が求められています。

「患者のための薬局ビジョン」におきましても、高齢化の進展を前提とした、調剤薬局がなすべき施策が織り込まれており、今後の調剤薬局に求められる機能として、かかりつけ薬剤師・薬局、健康サポート機能、高度薬学管理機能を挙げております。

調剤薬局の収入に影響を与える調剤報酬改定におきましても、2016年に「かかりつけ薬剤師指導料」が新設される等、当ビジョンの施策を意識した変更がなされており、今後も同様の改定が見込まれております。

このような経営環境の中、当社はかかりつけ薬剤師の配置、電子処方箋システムの導入等を通じて、店舗の地域医療ステーション化に取り組んでおります。さらに「健康チェックシステム」を導入し、患者の健康状態を分析、受診勧奨することにより、早期発見・早期治療となり得るものと考えております。

また、薬局店舗においては、かかりつけ薬剤師を配置し、電子処方箋システムを導入することで、店舗の地域医療ステーション化に取り組んでおります。

(3) 対処すべき課題

「患者のための薬局ビジョン」への対応

当ビジョンは、調剤薬局が、医療機関の近接地に立地するいわゆる「門前薬局」からの脱却を図り、専門性やコミュニケーションを通じて、地域住民に積極的に関わっていくことを主な内容としております。厚生労働省は、当ビジョンの実現を通じて、患者に身近な日常生活圏域単位にて、地域包括ケアの一翼としての以下の機能を調剤薬局に求めています。

「かかりつけ薬剤師・薬局」

地域包括ケアシステムの一翼として、薬剤に関して患者がいつでも気軽に相談できる「かかりつけ薬剤師」を配し、地域における医療サポート組織として服薬情報の一元的・継続的把握、24時間対応・在宅対応、及び医療機関との連携強化に関わる機能を有することが求められています。

「健康サポート薬局機能」

上記の「かかりつけ機能」に加え、地域住民による主体的な健康の維持・増進を積極的に支援するため、要指導医薬品等を適切に選択できるような助言体制、健康相談受付、受診勧奨機能を有することが求められています。

「高度薬学管理機能」

上記の「かかりつけ機能」に加え、抗がん剤対応や抗HIV薬の選択支援等、高度な薬学的管理が必要とされる分野に対し、専門的医療機関と連携しながら患者の薬物療法を提供可能な体制を有することが求められています。

当社と致しましては、上記ビジョンの実現に向けて以下の取組を行っております。

『「かかりつけ薬局」の推進』

当社においては、研修認定薬剤師の認定を受けた「かかりつけ薬剤師」全店舗への配置を推進しております。これにより患者が服用する医薬品等を一元的に管理し、より安全で安心な医薬品の提供を図ってまいりました。

さらに近年においては、薬局における「健康チェックシステム」(※)を活用した、かかりつけ機能の強化に取り組んでおります。

(※)当社が開発した健康診断システムであり、複数の健康関連指標の測定機器によりデータを使用者にフィードバックし、受診勧奨を強く促すシステム。2022年10月に特許権を取得しております。



薬局におけるイベント「健康相談ふれあいまつり」



群馬県太田市 太田スポレク祭（スパルマラソン）にブース出展



埼玉県加須市 加須市民まつりにおける骨健康度測定

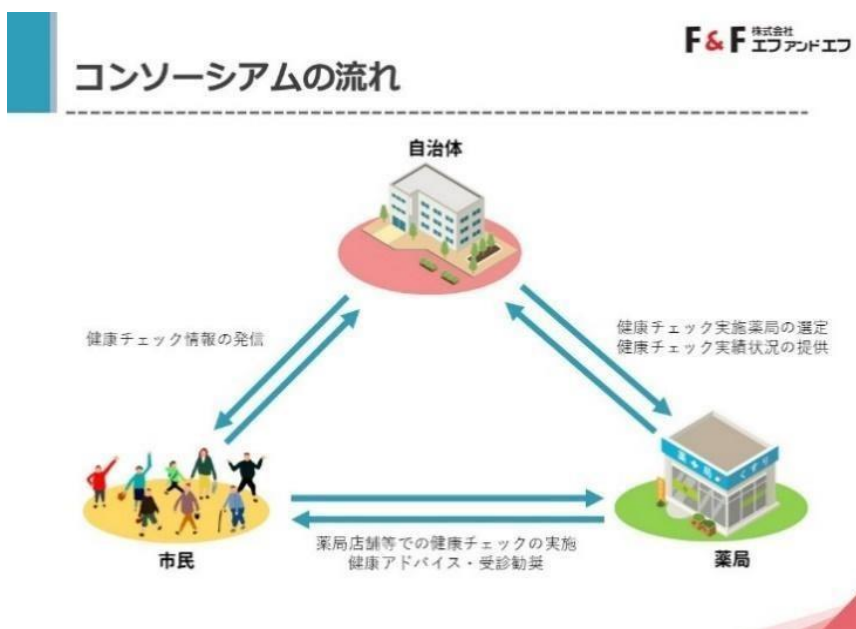


栃木県足利市 あしかが春ウォークにブース出展

『地域の医療ステーション化への取組』

地域の医療ステーションとしての機能を発揮するためには、患者の薬歴等、総合的な情報管理を行うことが必要であります。

そのため、当社においては電子処方箋システムを全店舗に導入することにより、DX（デジタルインフォメーションテクノロジー）を推進し、患者が受診している医療機関、服用薬等の情報の一元的・継続的把握を行うよう努めております。



4【事業等のリスク】

本発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識したうえで、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ではありますが、当社株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。なお、文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであり、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅するものではなく、実際の結果とは異なる可能性があります。

(1) 調剤事業の法的規制について

当社グループの事業に関わる法的規制として、薬剤師法、医薬品医療機器等の品質有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下、薬機法）、麻薬及び向精神薬取締法等の各法令、介護保険法等による法的規制があります。

当社は店舗・施設ごとに必要な許可・指定・登録・免許等を受けて営業をしており、免許の失効等が生じないよう内部統制監査・コンプライアンス担当部による確認を行っております。

医薬品医療機器等法第75条第1項、健康保険法第80条各号、麻薬及び向精神薬取締法第51条第1項等に規定される法令違反等に該当する行為があるなど、法令遵守に違反した場合や、必要とされる許可・指定・登録・免許等を受けることができない場合、更新及び登録・届出の手続きを怠った場合、当社の出店計画及び業績等に影響を及ぼす可能性があります。

現在において、当社グループの運営する店舗に指定取消や営業停止は発生しておりません。

許可, 指定, 免許, 登録, 届出の別	有効期間	関連する法令	登録交付者
薬局開設許可	6年	医薬品医療機器等法	各都道府県知事
保険薬局指定	6年	健康保険法	厚生労働省地方厚生局長
麻薬小売業者免許	3年	麻薬及び向精神薬取締法	各都道府県知事
高度管理医療機器等販売業	6年	医薬品医療機器等法	各都道府県知事

(2) 薬価基準及び調剤報酬の改定について

調剤薬局の売上高は、薬剤収入と調剤報酬点数に基づく調剤技術に関わる収入から成り立っております。薬剤収入は、健康保険法により定められた公定価格が設定されており、調剤技術による収入も同法により定められた調剤報酬の点数によって決定されております。

調剤報酬改定は、2年に1度行われ、薬価改定は中間改定を含み毎年実施されております。

薬価については、政府の医療費増加抑止政策を背景に、実質的に改定毎に減少しております。

また、政府によるジェネリック医薬品使用促進政策も経営成績に影響を与える要因と考えており、事業計画は、今後も政府のジェネリック医薬品使用促進政策が強力に実施されることを前提に策定されておりますが、政策の変更が生じる場合もあります。

調剤報酬改定については、改定毎に報酬の仕組みが変更されることより収益構造の変化が生じます。

定期的に行われる薬価基準及び調剤報酬の改定において、点数等が変更になった場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは、地域に密着した「かかりつけ薬局」を目指し技術料を増加させることで、当該リスクに対処することとしております。

(3) 仕入価格の暫定処理について

調剤薬局業界では慣例的に、薬価基準の改定が実施された場合、医薬品卸業者との間で最終的な仕入価格を妥結するまでの期間は、合理的であると見積もった暫定価格での仕入計上を行い、仕入価格が未定の状態のまま納品が行われ、最終的に仕入価格が妥結した際に精算することが通例となっております。

そのため、見積もった暫定価格と最終的な仕入価格に重要な差異が生じた場合、当社グループの業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 薬剤師の確保について

調剤薬局の開設及び運営においては、薬機法により各店舗に薬剤師の配置が義務づけられ、処方箋の応需枚数に応じて必要な薬剤師の人数が定められております。当社グループは店舗数の増加に対応した薬剤師の確保ができておりますが、必要時に薬剤師の確保ができない場合には、当社グループの調剤薬局事業に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 調剤過誤リスクについて

当社グループでは、店舗での調剤過誤の防止を最重要事項として認識し、細心の注意を払い調剤業務を行っており、医療安全管理委員会を設置、医療安全管理を総合的に企画、推進しております。

所定の事故防止マニュアルを策定、運用を行っている上、全店舗における薬剤管理体制の十分性については、内部監査による確認等を行っております。

しかしながら、将来において調剤過誤により訴訟を受けるようなことがあった場合には、社会的信用を損なう等の理由により当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(6) 個人情報管理について

当社グループは、業務上多くの個人情報を保有しておりますが、個人情報保護規程を作成、運用を図ることにより、個人情報を主に扱う店舗のみならず本部部署においても個人情報管理体制の強化に取り組んでおります。また、プライバシーマーク制度に基づく認証を取得すること等により、管理体制の強化に取り組む等、個人情報の漏洩防止に努めております。

しかしながら、万一個人情報が漏洩した場合、当社グループの社会的信用は低下し、損害賠償責任が生じ、当社グループの業績等に影響を与える可能性があります。

(7) 出退店政策について

当社グループでは、出店後の採算を重視した新規出店、店舗の譲受を行っておりますが、出店条件に合う物件が確保できず、計画どおりの出店ができない場合や新たに開設した店舗の売上高が計画を下回る場合には、業績に影響を与える可能性があります。

また、他社との競合や処方箋元の処方方針の変更等によって、既存店舗の売上高が減少した場合においても、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 固定資産の減損について

当社グループでは、調剤薬局の店舗資産等の長期性資産を保有しております。これら資産については減損会計を適用し、当該資産から得られる将来キャッシュ・フローによって資産の帳簿価額を回収できるかどうかを検証しており、現状減損処理が必要な資産について適切に処理を行っております。

しかしながら、処方箋を応需している近隣医療機関の移転や閉院等により当初期待した事業の収益性を下回るなど減損計上の対象となった場合には特別損失が計上され当社グループの業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 感染症の拡大による影響について

当社グループでは感染症の拡大防止策として調剤店舗における体温測定、消毒の徹底、換気対策等を行うことにより、患者及び従業員の安全確保に留意しております。

しかしながら、新型コロナウイルス（COVID-19）の様な感染症が発生した場合には、出店地域における移動規制、医療機関への受診抑制等に伴う処方箋枚数の減少により、当社グループの業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 知的財産権について

当社グループは、提供する各種サービスにおいて、特許権や商標権など他者の知的財産権を尊重し、侵害しないように細心の注意を払っています。万が一、他者の知的財産権を侵害した場合、当社グループは多額の損害賠償を負うリスクがあります。同時に、当社グループが保持する知的財産権の保護にも努めていますが、これが第三者に侵害され適切に把握や対処ができない場合、当社グループの事業成績や信頼に悪影響を及ぼす可能性があります。

これらのリスクへの対策として、知的財産管理体制を強化し、定期的な監視と迅速な法的対応を行うことで、企業価値の保護に努めています。

(11) 新規事業について

当社グループは、新規事業への参入として、自社開発の「健康チェックシステム」を主軸としたヘルスケアビジネスに取り組んでいます。取り組みの開始にあたっては、事前調査に基づく入念な事業計画の策定と投資対効果の予測を実施しています。

しかしながら、新規事業による当社グループの事業及び業績への影響を確実に予測することは困難であり、システム投資や人件費等、追加的な支出の発生や事業環境の変化等により期待通りの成果が得られない場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、ヘルスケアビジネスへの新規参入においても、法改正等のリスク要因が存在することから当社グループが本項に記載されていないリスク要因に晒される可能性があります。

(12) 代表者への依存について

当社の代表取締役である藤川欣洋は、当社の創業者であります。同氏は、当社グループの経営方針や経営戦略の決定をはじめ事業推進等において重要な役割を果たしております。

当社では、取締役会等の会議体における取締役、執行役員への情報共有、経営基盤の強化に取り組むこと等によって、同氏に過度に依存しない体制の構築に努めておりますが、何等かの事情により同氏が当社の業務を継続することが困難となった場合には、当社グループの業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(13) J-Adviserとの契約について

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めによりTOKYO PRO Market上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当J-Adviserと、株式上場の適格性審査及び株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約（以下「J-Adviser契約」とします。）を締結する義務があります。本発行者情報公表日時点において、当社がJ-Adviser契約を締結しているのは株式会社ジャパンインベストメントアドバイザー（以下「同社」とします。）であり、同社とのJ-Adviser契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又はJ-Adviser契約に違反した場合、その相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1カ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときはJ-Adviser契約を解除することができる旨が定められております。

また、上記にかかわらず、当社及び同社は、合意により本契約期間いつでもJ-Adviser契約を解除することができ、また、当社又は同社から相手方に対し、1カ月前に書面で通知することにより、J-Adviser契約を解除することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、または同社に代わる担当J-Adviserを確保できない場合は、当社普通株式のTOKYO PRO Market上場廃止につながる可能性があります。

なお本発行者情報の公表日現在において当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser契約上の義務>

- ・特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第113条に定める上場適格性要件を継続的に満たすこと
- ・特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例及び特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則に従い、投資者への適時適切な会社情報の開示に努めること
- ・特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第113条に定める上場会社及び新規上場申請者の義務を履行すること

<J-Adviser契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、株式会社ジャパンインベストメントアドバイザー（以下「乙」という。）はJ-Adviser契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができるものと定められております。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日にあたらぬときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続若しくは再生手続、産業競争力強化法（以下、「産競法」という。）第2条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を

行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結決算年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の

（a）及び（b）に定める書類に基づき行うものとする。

a 次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

イ．法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

ロ．産競法第2条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における、産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合

当該再建計画が、当該手続に従って成立したものであることを証する書面

ハ．私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等

が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

甲が手形交換所又は電子債権記録機関の取引停止処分により、銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合、甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、甲が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a) TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤ 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日
 - (a) TOKYO PRO Marketの上場株券等
 - (b) 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
- c 甲が、a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合（③bの規定の適用を受ける場合を除く。）は甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥ 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii非上場会社からの事業の譲受け、iv会社分割による他の者への事業の承継、v他の者への事業の譲渡、vi非上場会社との業務上の提携、vii第三者割当による株式若しくは優先出資の割当、viiiその他非上場会社の吸収合併又はiからviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む。）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧ 発行情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩ 法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合。

⑪ 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが事実となった場合。

⑫ 株式の譲渡制限

甲がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬ 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭ 指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮ 株主の権利の不当な制限

甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行なっている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う）
- d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯ 全部取得

甲がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。

⑰ 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑱ その他

前各号の他、投資者保護のため、乙若しくは東京証券取引所が上場廃止を適当と認めた場合。この他、当社株主総会の特別決議を経て当社が東京証券取引所へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている企業会計の基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。

経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 当連結会計年度の経営成績の分析

第37期連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（流動資産）

当連結会計年度末における流動資産の残高は、前連結会計年度末に比べて203,357千円減少し1,917,019千円となりました。これは主に現金及び預金が257,351千円減少したことによるものであります。

（固定資産）

当連結会計年度末における固定資産の残高は、前連結会計年度末に比べて26,939千円増加し1,378,941千円となりました。これは主に、土地が18,671千円増加、並びに繰延税金資産が9,181千円増加したことによるものであります。

（流動負債）

当連結会計年度末における流動負債の残高は、前連結会計年度末に比べて266,247千円減少し、1,333,363千円となりました。これは主に、短期借入金が180,000千円減少、並びに未払法人税等が100,529千円減少したことによるものであります。

（固定負債）

当連結会計年度末における固定負債の残高は、前連結会計年度末と比べて114,750千円減少し、1,147,550千円となりました。これは、主に長期借入金が89,899千円減少したことによるものであります。

（純資産）

当連結会計年度末における純資産の残高は、前連結会計年度末と比べて204,580千円増加の815,046千円となりました。これは主に、利益剰余金が203,645千円増加したことによるものであります。

(3) キャッシュ・フローの分析

「1【業績等の概要】(1)業績」に記載の通りであります。

(4) 資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社グループの資金需要のうち主なものは、新規出店資金及び運転資金であります。当社グループは事業活動の資金については、事業運営上必要な流動性を確保するため金融機関からの借入による資金調達のほか、自己資金を活用しており、経済・金融環境の変化に備えた十分な手元資金の確保により、安定した財務基盤の維持に努めております。

(5) 経営者の問題意識と今後の方針について

「3【対処すべき課題】」に記載の通りであります。

(6) 継続企業の前提に関する重要事象等の対応策

該当事項はありません。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度における設備投資の総額は109,495千円であり、その主な内容は新規店舗(埼玉県)出店費用78,471千円です。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 発行者

2026年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
		建物及び構築物	リース資産	土地 (面積㎡)	その他	合計	
本社等 (栃木県佐野市)	事務所等	61,638	—	215,611 (3,104.85㎡)	51,700	328,950	16 (2.3)
栃木県 (28店舗)	店舗設備	159,815	19,941	118,888 (5,414.31㎡)	29,764	328,409	99 (20.2)
群馬県 (4店舗)	店舗設備	15,435	3,913	24,900 (649.00㎡)	3,106	47,355	18 (1.5)
茨城県 (3店舗)	店舗設備	11,658	—	— (—)	2,117	13,775	11 (5.4)
埼玉県 (11店舗)	店舗設備	85,651	16,354	49,171 (350.15㎡)	16,488	167,666	40 (4.6)

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 従業員数は就業人員であり、正社員及び契約社員の合計であります。従業員数の()は臨時雇用者数(パートタイマー、派遣社員を含む)の最近1年間の平均人員を外数で記載しております。

3. 帳簿価額のうち「その他」は車両運搬具及び工具、器具備品及び一括償却資産の合計であります。

(2) 子会社

2026年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
			建物及び構築物	リース資産	土地 (面積㎡)	その他	合計	
株式会社さんわ ファーマシー	調剤薬局店舗 (茨城県、埼玉県)	店舗設備	5,154	—	— (—)	1,897	7,051	5 (3.8)
株式会社プラザ メディカル	調剤薬局店舗 (東京都)	店舗設備	528	4,642	— (—)	7,720	12,892	5 (9.8)

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 従業員数は就業人員であり、正社員及び契約社員の合計であります。従業員数の()は臨時雇用者数(パートタイマー、派遣社員を含む)の最近1年間の平均人員を外数で記載しております。なお、(株)さんわファーマシーの従業員はすべて当社からの出向者であります。

3. 帳簿価額のうち「その他」は車両運搬具及び工具、器具備品及び一括償却資産の合計であります。

4. なお、その他の連結子会社については、特記すべき重要な設備はありません。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	連結会計年度末現在発行数(株) (2026年3月31日)	公表日現在発行数 (2026年6月26日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,840,000	1,380,000	460,000	460,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	1,840,000	1,380,000	460,000	460,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
2025年3月14日(注)	437,000	460,000	—	100,000	—	85,200

(注) 株式分割(1:20)によるものであります。

(6)【所有者別状況】

2026年3月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未 満 株式の 状況 (株)
	政府及び 地方公共団 体	金融 機関	金融商 品 取引業 者	その 他 の法 人	外国法人等		個人 その 他	計	
					個人以 外	個人			
株主数（人）	－	－	－	2	－	－	4	6	－
所有株式数 （単元）	－	－	－	2,001	－	－	2,599	4,600	－
所有株式数の割合 （％）	－	－	－	43.5	－	－	56.5	100	－

(注) 自己株式159,800株は、「個人その他」に1,598単元含まれております。

(7) 【大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
株式会社キートス (注) 1、4	栃木県足利市西砂原後町1218番地16	200,000	66.62
藤川 佳織 (注) 1、3	栃木県宇都宮市	33,400	11.12
半田 めぐみ (注) 1、3	栃木県栃木市	33,400	11.12
藤川 欣洋 (注) 1、2	栃木県足利市	33,300	11.09
株式会社インフォネット ラボラトリ (注) 1、5	東京都千代田区飯田橋1丁目12番15号	100	0.03
計	—	300,200	100.00

- (注) 1. 特別利害関係者等 (大株主上位10名)
2. 特別利害関係者等 (当社代表取締役社長)
3. 特別利害関係者等 (当社代表取締役の二親等内の血族)
4. 特別利害関係者等 (当社代表取締役及び二親等内の親族により総株主の議決権の過半数が所有されている会社)
5. 特別利害関係者等 (当社社外取締役及び二親等内の親族により総株主の議決権の過半数が所有されている会社)
6. 上記の他、自己株式が159,800株あります。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 159,800	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 300,200	3,002	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	460,000	—	—
総株主の議決権	—	3,002	—

② 【自己株式等】

2026年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	発行者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
株式会社 エフアンドエフ	栃木県佐野市植上町 1479番地の4号	159,800	—	159,800	34.74
計		159,800	—	159,800	34.74

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数 (株)	処分価額の 総額 (千円)	株式数 (株)	処分価額の 総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (一)	—	—	—	—
保有自己株式数	159,800	—	159,800	—

3 【配当政策】

当社は利益配分につきましては、業績の推移・財務状況、今後の事業・投資計画等を総合的に勘案し、内部留保とのバランスを図りながら実施してまいります。

当事業年度の配当につきましては、上記方針に基づき以下のとおりであります。

この結果、当事業年度の配当性向は16.0%となりました。

◇ 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2026年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	39,026千円	130円	2026年3月31日	2026年6月29日

4 【株価の推移】

(1) 【最近3年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第35期	第36期	第37期
決算年月	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期
最高(円)	—	—	6,240
最低(円)	—	—	6,240

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおけるものであります。

2. 当社は、2025年5月23日に東京証券取引所（TOKYO PRO Market）に上場いたしました。

(2) 【最近6カ月間の月別最高・最低株価】

月別	2025年10月	2025年11月	2025年12月	2026年1月	2026年2月	2026年3月
最高(円)	—	—	—	—	—	—
最低(円)	—	—	—	—	—	—

- (注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおけるものです。
2. 2025年10月から2026年3月について売買実績がありません。

5 【役員の状況】

男性4名 女性1名 (役員のうち女性の比率-%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数(株)
代表取締役	社長	藤川 欣洋	1956年 9月18日	1979年4月 株式会社ナカノ薬品入社 1990年1月 株式会社エフアンドエフ設立 代表取締役社長(現任) 2019年7月 株式会社さんわファーマシー 代表取締役社長(現任) 2024年12月 株式会社ブラザメディカル 代表取締役社長(現任)	注3	注5	233,300 注6
取締役	業務本部 業務統括 部長	石原 雅仁	1976年 4月6日	2000年4月 有限会社アザミ入社 2002年8月 両毛医薬品株式会社入社(現 株式会社 ユニスマイル) 2016年9月 株式会社ビノキオ薬局入社 2016年12月 当社入社 2018年5月 業務部佐野エリアマネージャー 2020年12月 業務部業務統括部長兼業務二部統括マ ネージャー 2021年7月 取締役業務部統括部長兼業務二部統括マ ネージャー 2023年5月 取締役業務本部業務統括部長兼業務二部 統括マネージャー(現任)	注3	注5	—
取締役	—	百瀬 文康	1961年 3月27日	1985年4月 株式会社トータルエンジニアリング入社 1993年12月 株式会社インフォネットラボラトリ設立 代表取締役(現任) 2025年6月 当社社外取締役(現任)	注1 注3	注5	100 注7
監査役	—	野村 光生	1951年 4月16日	1976年4月 株式会社足利銀行入行 1999年6月 駒生支店長 2002年6月 執行役員 営業本部長 2003年12月 取締役営業本部長 2008年7月 株式会社足利ホールディングス取締役 2009年1月 グランディハウス株式会社 副社長 2013年4月 株式会社篠崎取締役 2018年4月 株式会社関東電算センター取締役 2023年3月 当社社外監査役(現任)	注2 注4	注5	—
計							233,400

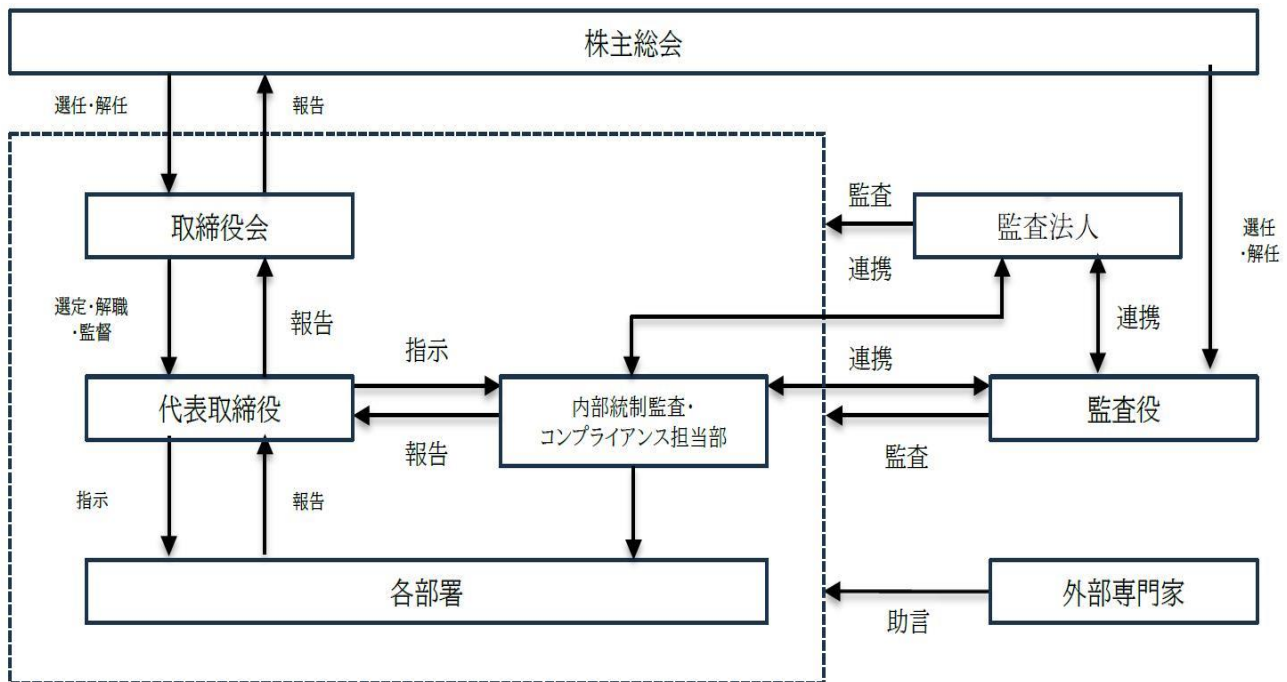
- (注) 1. 取締役 百瀬文康氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 野村光生氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、2026年6月26日開催の定時株主総会から選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
4. 監査役の任期は、2025年3月13日開催の臨時株主総会から選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
5. 2026年3月期における役員報酬の総額は、48,075千円を支給しております。
6. 代表取締役社長 藤川欣洋の所有株式数は資産管理会社である株式会社キートスが所有する200,000株を含んだ実質的所有株式数を記載しております。
7. 取締役 百瀬文康氏の所有株式数は株式会社インフォネットラボラトリが所有する100株を含んだ実質的所有株式数を記載しております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンス体制の関係は下記のとおりであります。



当社は、「人にやさしい薬局づくり」、「患者様第一の経営」、「健康づくり地域NO.1を目指す経営」、「常にプラスワンの経営」を基本的な理念として、株主、取引先、従業員及び地域社会等の利害関係者の利益を図るべく、法令順守、経営の透明性の確保等、整備に取り組むことにより、コーポレート・ガバナンス体制の実現に取り組んで参りました。

今後におきましても、当社を取り巻く利害関係者の利益に資するよう、経営管理体制の整備を経営上の重要課題と認識し、強化に取り組んでいく方針であります。

② 会社の機関の内容

イ 取締役会

当社の取締役会は、3名の取締役で構成されております。

取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、職務権限規程、取締役会規程その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。なお、定例取締役会が毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。

ロ 監査役

当社は監査役制度を採用しており、1名の監査役で構成されております。

監査役は、監査役監査規程に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

ハ 会計監査

当社は、監査法人FRIQと監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査を受けております。なお2026年3月期において監査を執行した公認会計士は田中康毅氏、三浦義直氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務に係る補助者は公認会計士4名、その他2名であります。

なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

③ 内部統制システムの整備の状況

当社は、職務権限規程、職務分掌規程等の規程に基づいて業務を合理的に分担することで、特定の組織ならびに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めており、今後も当社の企業規模に対応した適正な内部牽制機能を維持してまいります。

また、当社が持続的に成長し、社会からの信頼を確固たるものにするためには、すべての取締役・使用人が法令遵守のもと、高い倫理観を持って行動することが不可欠であると考えております。これまでの歩みを厳粛に受け止め、ガバナンス体制のさらなる充実と内部管理体制の見直しを実施いたしました。意思決定プロセスの透明化を図るため、特定の部門や個人への権限集中を排除し、重要案件における複数部門によるクロスチェック（相互確認）体制を構築いたしました。上場企業としての開示義務並びにステークホルダーの皆様への説明責任を果たすべく、より実効性の高い内部統制システムの維持・向上に努めております。

④ 内部監査及び監査役の状況

内部監査は内部統制監査・コンプライアンス担当部により行われており、内部監査規程及び内部監査計画書等に基づき、代表取締役が指名した内部監査担当者が内部監査を実施しております。なお、内部監査担当者は、当社子会社の株式会社さんわファーマシーの取締役、同社店舗であるとまと薬局の責任者を兼務していることから、当該薬局を除く全部門を対象に内部監査を実施し、他部門に属する1名が当該店舗の内部監査を実施することにより、自己監査を回避しております。

監査役については1名を選任しております。監査役は取締役会その他の重要な会議へ出席し、運営の監視機能強化を図るとともに重要な決裁書類を閲覧し、職務執行及び意思決定について適法性・適正性を監視しております。

なお、内部監査担当者、監査役及び監査法人は、適宜意見交換・連携を行うことで、効率的な監査を行える体制になっております。

⑤ リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、リスク管理の主管部署として管理部が情報の一元化を行っております。また、当社は、企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。損失の危険が発生した場合は、危険の内容及び損失の程度等について、直ちに取締役会、代表取締役、監査役に通報される体制をとっております。

⑥ 社外取締役及び社外監査役の状況

当社では、社外取締役1名および社外監査役1名を選任しております。社外取締役は、社内取締役に対する監督、見識に基づく経営への助言を通じ、取締役会の透明性を担っており、また社外監査役は経営に対する監視、監督機能を担っております。

社外取締役は百瀬文康氏であり、同氏はシステムネットワーク業界における豊富な経験と専門知識を有しております。また、同氏が代表を務める株式会社インフォネットラボラトリと当社との間には、システム開発に関する取引がございますが、当該取引は他社との比較検討を経て、市場価格に基づいた一般的な取引条件により決定されたものであります。社外監査役野村光生氏は金融機関での豊富な経験と専門知識を有しております。

当社は、社外取締役又は社外監査役の独立性に関する基準または方針について特段の定めはありませんが、選任に際しては、客観的、中立の経営管理機能が十分に発揮されるよう、取引関係等を考慮した上で選任しております。

⑦ 役員報酬の内容

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		対象となる 役員の員数(人)
		固定報酬	役員退職慰労金	
取締役(社外取締役を除く)	44,175	44,175	—	3
監査役(社外監査役を除く)	—	—	—	—
社外役員	3,900	3,900	—	3

⑧ 取締役及び監査役の定数

当社の取締役は10名以内、監査役は2名以内とする旨を定款で定めております。

⑨ 取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑩ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑪ 自己の株式の取得

当社は会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑫ 中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の定めに基づき、取締役会の決議により中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

⑬ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠った取締役(取締役であったものを含む)及び監査役(監査役であったものを含む)の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨を定款に定めております。

⑭ 社外取締役及び社外監査役との責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

⑮ 株式の保有状況

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区 分	最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
発行者	13,500	—
計	13,500	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

監査報酬の決定方針はありませんが、監査意見を表明するに足る十分な監査手続を実施する時間を確保する観点から、監査法人から提示された見積書の内容を吟味し、監査役の同意を得たうえで決定しております。

第6【経理の状況】

1 連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当連結会計年度(2025年4月1日から2026年3月31日まで)の連結財務諸表について、監査法人F R I Qによる監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準の変更等に迅速に対応出来る体制を整備するため、監査法人等が開催するセミナーへの参加及び刊行物の定期購読等を行っております。

【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	881,778	624,426
売掛金	867,505	929,956
商品	344,768	330,716
貯蔵品	2,205	2,532
その他	24,716	30,125
貸倒引当金	△597	△737
流動資産合計	2,120,377	1,917,019
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	374,582	339,883
車両運搬具	2,061	3,661
工具、器具及び備品	70,475	80,244
土地	389,900	408,572
リース資産	29,124	44,851
その他	5,037	3,168
有形固定資産合計	※ 1 871,181	※ 1 880,381
無形固定資産		
のれん	62,758	41,838
その他	32,015	25,720
無形固定資産合計	94,774	67,559
投資その他の資産		
投資有価証券	12,932	16,133
関係会社株式	39,431	28,431
繰延税金資産	229,296	238,478
その他	104,385	147,956
投資その他の資産合計	386,045	431,000
固定資産合計	1,352,001	1,378,941
資産合計	3,472,378	3,295,960

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	930,911	928,106
短期借入金	180,000	—
1年内償還予定の社債	20,000	20,000
1年内返済予定の長期借入金	95,724	89,899
リース債務	17,471	23,337
未払法人税等	119,858	19,329
賞与引当金	86,640	88,748
その他	149,004	163,943
流動負債合計	1,599,611	1,333,363
固定負債		
社債	40,000	20,000
長期借入金	396,667	306,768
リース債務	24,108	45,110
役員退職慰労引当金	528,826	497,118
退職給付に係る負債	16,568	18,434
資産除去債務	256,131	260,119
固定負債合計	1,262,300	1,147,550
負債合計	2,861,912	2,480,914
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金	85,200	85,200
利益剰余金	1,090,647	1,294,292
自己株式	△665,145	△665,145
株主資本合計	610,702	814,347
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	△236	698
その他の包括利益累計額合計	△236	698
純資産合計	610,465	815,046
負債純資産合計	3,472,378	3,295,960

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)		当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	
売上高	※ 1	5,606,201	※ 1	6,283,754
売上原価		4,282,989		4,846,028
売上総利益		1,323,212		1,437,725
販売費及び一般管理費	※ 2	1,050,306	※ 2	1,083,967
営業利益		272,905		353,758
営業外収益				
受取利息		294		1,403
受取配当金		130		143
補助金等収入		81,140		4,707
情報提供料収入		2,143		2,471
その他		11,183		20,894
営業外収益合計		94,891		29,619
営業外費用				
支払利息		6,088		6,910
その他		1,639		1,495
営業外費用合計		7,727		8,406
経常利益		360,070		374,971
特別利益				
抱合せ株式消滅差益		—		7,561
特別利益合計		—		7,561
特別損失				
固定資産除却損	※ 3	396		—
投資有価証券評価損		1,365		—
減損損失	※ 4	23,788	※ 4	63,246
特別損失合計		25,549		63,246
税金等調整前当期純利益		334,520		319,286
法人税、住民税及び事業税		131,160		85,630
法人税等調整額		△4,737		△9,687
法人税等合計		126,422		75,942
当期純利益		208,098		243,343
非支配株主に帰属する当期純利益		—		—
親会社株主に帰属する当期純利益		208,098		243,343

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
当期純利益	208,098	243,343
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	391	935
その他の包括利益合計	※ 1 391	※ 1 935
包括利益	208,489	244,279
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	208,489	244,279
非支配株主に係る包括利益	—	—

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	100,000	85,200	882,549	△665,145	402,604
当期変動額					
剰余金の配当			—		—
親会社株主に帰属する当期純利益			208,098		208,098
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	208,098	—	208,098
当期末残高	100,000	85,200	1,090,647	△665,145	610,702

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	△628	△628	401,975
当期変動額			
剰余金の配当			—
親会社株主に帰属する当期純利益			208,098
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	391	391	391
当期変動額合計	391	391	208,489
当期末残高	△236	△236	610,465

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	100,000	85,200	1,090,647	△665,145	610,702
当期変動額					
剰余金の配当			△39,026		△39,026
親会社株主に帰属する当期純利益			243,343		243,343
連結範囲の変動			△672		△672
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	203,645	—	203,645
当期末残高	100,000	85,200	1,294,292	△665,145	814,347

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	△236	△236	610,465
当期変動額			
剰余金の配当			△39,026
親会社株主に帰属する当期純利益			243,343
連結範囲の変動			△672
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	935	935	935
当期変動額合計	935	935	204,580
当期末残高	698	698	815,046

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	334,520	319,286
減価償却費	93,164	88,086
減損損失	23,788	63,246
のれん償却額	24,270	20,919
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	49	140
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△4,992	2,107
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	16,496	△31,708
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	1,579	1,866
受取利息及び受取配当金	△424	△1,546
支払利息	6,088	6,910
固定資産除却損	396	—
投資有価証券評価損	1,365	—
抱合せ株式消滅差損益 (△は益)	—	△7,561
売上債権の増減額 (△は増加)	8,291	△62,481
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△11,718	13,725
仕入債務の増減額 (△は減少)	27,481	△2,805
その他	△68,716	13,145
小計	451,638	423,332
利息及び配当金の受取額	424	1,546
利息の支払額	△6,088	△6,910
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	31,387	△182,717
営業活動によるキャッシュ・フロー	477,362	235,250
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△120,023	△140,000
定期預金の払戻による収入	—	220,000
有形固定資産の取得による支出	△60,058	△97,780
無形固定資産の取得による支出	△21,108	△11,714
連結範囲の変更を伴う 子会社株式の取得による支出	△17,195	—
敷金及び保証金の差入による支出	△28,462	△14,802
その他	458	3,025
投資活動によるキャッシュ・フロー	△246,390	△41,273

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の増減額（△は減少）	30,000	△180,000
長期借入金の返済による支出	△147,064	△95,724
社債の償還による支出	△20,000	△20,000
リース債務の返済による支出	△21,873	△21,974
配当金の支払額	—	△39,026
財務活動によるキャッシュ・フロー	△158,937	△356,724
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	72,033	△162,747
現金及び現金同等物の期首残高	593,720	665,754
合併による現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	—	19,183
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	—	17
現金及び現金同等物の期末残高	※1 665,754	※1 522,208

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 3社

株式会社さんわファーマシー

株式会社プラザメディカル

株式会社花花ヘルスケアコーポレーション

当連結会計年度の期首より、重要性が増した株式会社花花ヘルスケアコーポレーションを連結の範囲に含めております。

また、当連結会計年度の期首において、非連結子会社である有限会社エフエフアイを吸収合併いたしました。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法非適用の関連会社

プロGRESS株式会社

(持分法適用から除いた理由)

持分法非適用会社は、当期純損益及び利益剰余金等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の決算日は連結決算日に一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法に基づく原価法

②棚卸資産

商 品 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品 最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物及び構築物 3～50年

工具、器具及び備品 5～20年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上することとしております。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

③役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

・調剤薬局事業

医療機関が発行した処方箋に基づいて調剤サービスを提供することを履行義務として識別しております。

当該履行義務は、顧客に対して調剤サービスを完了した時点で充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、3年間で均等償却しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

1 固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

	前連結会計年度	当連結会計年度
有形固定資産	871,181千円	880,381千円
無形固定資産 (のれん除く)	32,015千円	25,720千円

(2) 識別した項目に係わる重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として事業用資産である店舗を基本単位として資産のグルーピングを行っております。営業活動から生ずる利益が継続してマイナスとなっていること、使用範囲又は方法について回収可能価額を著しく低下させる変化が生じていること等を減損の兆候として識別しております。各資産又は資産グループに減損の兆候がある場合、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

②主要な仮定

将来キャッシュ・フローは、取締役会によって承認された予算に基づいて見積っており、処方箋枚数と処方箋単価を主要な仮定としております。

③翌年度の連結財務諸表に与える影響

将来キャッシュ・フローの見積りに係る主要な仮定は、不確実性が高く、予想値との乖離が生じる可能性があります。予想値との乖離が生じた場合、翌連結会計年度に減損損失が発生する可能性があります。

2 のれんの減損

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

	前連結会計年度	当連結会計年度
のれん	62,758千円	41,838千円

(2) 識別した項目に係わる重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

当社グループは、買収時に見込んだ超過収益力をその対象会社ののれんとして認識しており、当該対象会社ごとに資産のグルーピングを行っております。資産グループに減損の兆候がある場合、当該資産グループから得られるのれんの残存償却年数に対応する割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を将来キャッシュ・フローの割引現在価値から算定される使用価値まで減額し、当該減少額を減損損失として計上することとしております。

②主要な仮定

将来キャッシュ・フローの見積りは、取締役会によって承認された予算、買収時の営業利益予測を基礎に作成された計画値に基づいて行われ、処方箋枚数と処方箋単価を主要な仮定としております。

③翌年度の連結財務諸表に与える影響

将来キャッシュ・フローの見積りに係る主要な仮定は、不確実性が高く、予想値との乖離が生じる可能性があります。予想値との乖離が生じた場合、翌連結会計年度に減損損失が発生する可能性があります。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

(リースに関する会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号2024年9月13日企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号2024年9月13日企業会計基準委員会)等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(連結貸借対照表関係)

※ 1 有形固定資産より控除した減価償却累計額は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	986,133千円	1,054,842千円

(連結損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。

顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係） 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
給料及び賞与	263,743千円	238,783千円
賞与引当金繰入額	27,941千円	42,494千円
役員退職慰労引当金繰入額	16,496千円	△31,708千円
退職給付費用	1,579千円	5,507千円
減価償却費	86,265千円	81,101千円
のれん償却額	24,270千円	20,919千円
支払手数料	134,619千円	193,331千円

※3 固定資産除却損の内容は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
工具、器具及び備品	0千円	－千円
ソフトウェア	396千円	－千円
計	396千円	－千円

※4 減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

用途	種類	場所	減損損失
店舗	建物及び構築物、その他	栃木県5件	2,835千円
店舗	建物及び構築物、その他	埼玉県1件	20,953千円
計			23,788千円

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として事業用資産である店舗を基本単位として資産のグルーピングを行っております。

営業活動から生じる利益が継続してマイナスで今後も収益改善の可能性が低いと判断した資産グループは、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として23,788千円を特別損失に計上いたしました。

その内訳は以下のとおりであります。

建物及び構築物	18,530千円
その他	5,258千円
計	23,788千円

なお、当該資産グループの回収可能価額は、固定資産税評価額等をもとに正味売却価額により測定しております。

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

用途	種類	場所	減損損失
店舗	建物及び構築物、その他	栃木県1件	43,567千円
店舗	建物及び構築物、その他	埼玉県1件	19,678千円
計			63,246千円

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として事業用資産である店舗を基本単位として資産のグループリングを行っております。

営業活動から生じる利益が継続してマイナスで今後も収益改善の可能性が低いと判断した資産グループは、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として63,246千円を特別損失に計上いたしました。

その内訳は以下のとおりであります。

建物及び構築物	47,008千円
その他	16,237千円
計	63,246千円

なお、当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い金額により測定しておりますが、当期においては将来キャッシュ・フローが見込めないため、回収可能価額を零として評価しております。

(連結包括利益計算書関係)

※ 1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)	当連結会計年度 (自2025年4月1日 至2026年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	△769千円	1,441千円
組替調整額	1,365千円	－千円
税効果調整前合計	595千円	1,441千円
税効果額	△203千円	△505千円
その他有価証券評価差額金	391千円	935千円
その他の包括利益合計	391千円	935千円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	23,000	437,000	—	460,000

(変動事由の概要)

発行済株式の普通株式の増加数の内訳は以下のとおりであります。

2025年3月14日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行ったことによる増加 437,000株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	7,990	151,810	—	159,800

(変動事由の概要)

自己株式の普通株式の増加数の内訳は以下のとおりであります。

2025年3月14日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行ったことによる増加 151,810株

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2025年6月24日 株主総会	普通株式	利益剰余金	39,026千円	130円	2025年3月31日	2025年6月25日

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	460,000	—	—	460,000

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	159,800	—	—	159,800

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2025年6月24日 株主総会	普通株式	利益剰余金	39,026千円	130円	2025年3月31日	2025年6月25日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2026年6月26日 株主総会	普通株式	利益剰余金	39,026千円	130円	2026年3月31日	2026年6月29日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
現金及び預金勘定	881,778千円	624,426千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△216,024千円	△102,218千円
現金及び現金同等物	665,754千円	522,208千円

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
1年以内	39,487	46,158
1年超	494,144	489,996
合計	533,632	536,154

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、資金調達については事業計画に照らし、必要に応じ銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、そのほとんどが国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金への保険調剤に対する調剤報酬債権であるため、留意すべきリスク等はありません。

投資有価証券はそのほとんどが業務上関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金はそのほとんどが三か月以内の支払期限となります。

社債、借入金及びリース債務は、主に運転資金及び設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、借入金の一部は金利変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク

当社グループは、顧客の信用リスクに晒されている営業債権について、業務部により各店舗の主要な取引先の状況を定期モニタリングし、取引相手毎に期日及び残高を管理するとともに財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②市場リスク

投資有価証券のうち、非上場の発行会社については、定期的に財務状況等を把握し、上場会社については、市況及び取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③資金調達に係る流動性リスク

当社グループは、管理部門が年間設備投資予算を基礎とした資金繰計画を作成し、毎月実績及び予定を更新することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいる為、異なる前提条件等を採用することにより、当該価格が変動することもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

前連結会計年度(2025年3月31日)

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	5,072	5,072	—
資産計	5,072	5,072	—
(1) 社債(*2)	60,000	59,019	△980
(2) 長期借入金(*3)	492,391	492,391	—
(3) リース債務(*4)	41,579	39,893	△1,686
負債計	593,970	591,304	△2,666

- (*1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」及び「短期借入金」については、短期間に決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- (*2) 1年以内償還予定の社債を含んでおります。
- (*3) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。
- (*4) 1年内返済予定のリース債務を含めております。
- (*5) 市場価格のない株式等は、「2. 金融商品の時価等に関する事項」の表中には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	計上額
投資有価証券（非上場株式等）	7,860
関係会社株式	39,431

当連結会計年度(2026年3月31日)

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	6,513	6,513	—
資産計	6,513	6,513	—
(1) 社債(*2)	40,000	38,625	△1,374
(2) 長期借入金(*3)	396,667	396,667	—
(3) リース債務(*4)	68,447	65,213	△3,233
負債計	505,114	500,506	△4,608

- (*1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」及び「短期借入金」については、短期間に決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- (*2) 1年以内償還予定の社債を含んでおります。
- (*3) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。
- (*4) 1年内返済予定のリース債務を含めております。
- (*5) 市場価格のない株式等は、「2. 金融商品の時価等に関する事項」の表中には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	計上額
投資有価証券（非上場株式等）	9,620
関係会社株式	28,431

(注1) 長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(2025年3月31日)

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
社債	20,000	20,000	20,000	—	—	—
長期借入金	95,724	89,899	85,824	85,824	85,824	49,296
リース債務	17,471	13,624	5,590	3,312	1,580	—

当連結会計年度(2026年3月31日)

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
社債	20,000	20,000	—	—	—	—
長期借入金	89,899	85,824	85,824	85,824	49,296	—
リース債務	23,337	15,302	13,024	11,293	5,490	—

3 金融商品の時価レベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度(2025年3月31日)

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	5,072	—	—	5,072
資産計	5,072	—	—	5,072

当連結会計年度(2026年3月31日)

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	6,513	—	—	6,513
資産計	6,513	—	—	6,513

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度(2025年3月31日)

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	—	59,019	—	59,019
長期借入金	—	492,391	—	492,391
リース債務	—	39,893	—	39,893
負債	—	591,304	—	591,304

当連結会計年度(2026年3月31日)

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	—	38,625	—	38,625
長期借入金	—	396,667	—	396,667
リース債務	—	65,213	—	65,213
負債	—	500,506	—	500,506

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

社債、長期借入金及びリース債務

社債及びリース債務の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金は変動金利による借入であり、市場金利を反映し短期間で利率が改定されることから、その時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、時価はレベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1 その他有価証券

前連結会計年度(2025年3月31日)

区分		連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	180	143	37
小計		180	143	37
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	4,891	6,653	△1,762
小計		4,891	6,653	△1,762
合計		5,072	6,797	△1,725

当連結会計年度(2026年3月31日)

区分		連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	4,234	2,707	1,527
小計		4,234	2,707	1,527
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	2,278	2,725	△446
小計		2,278	2,725	△446
合計		6,513	5,432	1,081

2 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自2024年4月1日 至2025年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自2025年4月1日 至2026年3月31日)

該当事項はありません。

3 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度(自2024年4月1日 至2025年3月31日)

当連結会計年度において、投資有価証券(その他)について1,365千円減損処理を行っております。

減損処理にあたり、市場価格のない株式等以外のものは、連結会計年度末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には原則として減損処理を行い、30%以上50%未満下落した場合には回復する見込みがあると認められないものについて減損処理を行うこととしております。また、市場価格のない株式等は、当該株式発行会社の財政状態の悪化等により、実質価額が取得原価に比べて50%以上下落した場合には原則として減損処理を行うこととしております。

当連結会計年度(自2025年4月1日 至2026年3月31日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、確定拠出型の制度である特定退職金共済制度に加入しております。また退職一時金制度を採用しております。

なお、退職一時金制度においては簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
退職給付債務の期首残高	14,988	16,568
退職給付費用	3,184	5,507
退職給付の支払額	1,604	3,641
退職給付債務の期末残高	16,568	18,434

(2) 退職給付債務の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び資産の調整表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	16,568	18,434
連結貸借対照表に計上された負債と資産 の純額	16,568	18,434
退職給付に係る負債	16,568	18,434
連結貸借対照表に計上された負債と資産 の純額	16,568	18,434

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前連結会計年度 3,184千円 当連結会計年度 5,507千円

3 確定拠出制度

当社及び連結子会社の特定退職金共済制度への要拠出額は、前連結会計年度12,475千円、当連結会計年度13,205千円であります。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	8,790千円	3,044千円
賞与引当金	33,915千円	35,969千円
退職給付に係る負債	5,816千円	6,471千円
役員退職慰労引当金	185,656千円	174,524千円
減損損失	155,750千円	157,919千円
資産除去債務	89,920千円	91,320千円
その他	8,527千円	7,633千円
繰延税金資産小計	488,377千円	476,884千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△234,295千円	△223,978千円
評価性引当額小計	△234,295千円	△223,978千円
繰延税金資産合計	254,082千円	252,905千円
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	△24,785千円	△14,427千円
その他	一千円	一千円
繰延税金負債合計	△24,785千円	△14,427千円
繰延税金資産の純額	229,296千円	238,478千円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
法定実効税率	34.3%	34.3%
(調整)		
寄付金等永久に損金に算入されない項目	0.0%	0.0%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.0%	△2.9%
住民税均等割	1.4%	1.5%
のれん償却	1.3%	2.2%
評価性引当額の増減	2.0%	△8.8%
賃上げ促進税制特別控除	—%	△2.9%
その他	△1.2%	0.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.8%	23.8%

3 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社及び連結子会社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(企業結合等関係)
該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

1 当該資産除去債務の概要

店舗建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2 当該資産除去債務の金額の算定方法

物件ごとに使用見込期間を見積り、使用期間（15年～22年）に対応する割引率（0.023%～2.805%）を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3 当該資産除去債務の総額の増減

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
期首残高	251,661	256,131
有形固定資産の取得に伴う増加額	1,703	1,289
時の経過による調整額	2,765	2,698
資産除去債務の履行による減少額	—	—
期末残高	256,131	260,119

(収益認識関係)

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
薬剤料収入	3,698,779	4,068,340
調剤技術料収入	1,860,196	2,168,107
物販収入	36,994	38,899
その他	5,995	4,188
顧客との契約から生じる収益	5,601,965	6,279,536
その他の収益	4,236	4,218
外部顧客への売上高	5,606,201	6,283,754

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「連結財務諸表 注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4 会計方針に関する事項 (5)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	819,464	867,505
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	867,505	929,956

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初に予定される顧客との契約期間が1年を超える重要な取引がないため、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間の記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、調剤薬局事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

1 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当社グループは、調剤薬局事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当社グループは、調剤薬局事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当社グループは、調剤薬局事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連当事者情報】

1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

①連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

該当事項はありません。

②連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

該当事項はありません。

③連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

該当事項はありません。

④連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

種類	会社等の 名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業内容 又は職業	議決権等の所有(被 所有)割合	関連当事 者との 関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主及び 役員の近親者 が議決権の過 半数を所有し ている会社等	社会保険労務 士法人 トライスタア	栃木県 宇都宮 市	—	社労士 事業	—	給与計算 業務等の 委託	支払 手数料	11,161	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 当社の主要株主であり、かつ、当社の代表取締役藤川欣洋の近親者である藤川佳織が代表社員を務め、実質的に支配している会社等であります。
2. 価格その他の取引条件は、市場の実態価格を勘案し、交渉の上合理的に決定しています。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
1株当たり純資産額	2,033.53円	2,715.01円
1株当たり当期純利益	693.20円	810.60円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
2. 当社は、2025年3月14日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益が算定されております。
3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	208,098	243,343
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	208,098	243,343
普通株式の期中平均株式数(株)	300,200	300,200

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
当社	第2回 無担保社債	2022年12月26日	60,000	40,000 (20,000)	0.37	なし	2027年12月24日
合計	—	—	60,000	40,000 (20,000)	—	—	—

(注) 1 「当期末残高」欄の()内は内書きで、1年内償還予定の金額です。

2 連結決算日後における償還予定額は以下のとおりです。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	180,000	—	—	—
1年以内に返済予定の長期借入金	95,724	89,899	1.23	—
1年以内に返済予定のリース債務	17,471	23,337	—	—
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	396,667	306,768	1.39	2027年～2030年
リース債務 (1年以内に返済予定のものを除く。)	24,108	45,110	—	2027年～2031年
合計	713,970	465,114	—	—

(注) 1 「平均利率」については、借入金等の当期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

なお、リース債務については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、「平均利率」を記載しておりません。

2 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	85,824	85,824	85,824	49,296
リース債務	15,302	13,024	11,293	5,490

【資産除去債務明細表】

明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第 7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月末日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3か月以内
基準日	毎年3月31日
株券の種類	毎年9月30日、3月31日
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	—
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	該当事項はありません。
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は電子公告としております。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。当社の公告掲載URLは https://www.e-ff.jp であります。
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 1. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2026 年 6 月 26 日

株式会社エフアンドエフ

取締役会 御中

監査法人 F R I Q
東京都千代田区

指定社員
業務執行社員 公認会計士

指定社員
業務執行社員 公認会計士

日中 康毅
三浦義直

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 128 条第 3 項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エフアンドエフの 2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エフアンドエフ及び連結子会社の 2026 年 3 月 31 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、連結財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事

実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上